

# 大磯ヨットクラブ会則

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本会を大磯ヨットクラブと称す。

### 第2条（本部）

本会の本部を会長 宅に置く。

### 第3条（所属）

本会は、大磯町体育協会に所属する。

1. 大磯町体育協会 評議員は大磯ヨットクラブ 体協部長が任にあたる。
2. 大磯町体育協会 理事は、本部役員として専門部グループ内持回り2年任期にて任に当たる。大磯ヨットクラブが担当年度時には、会長が理事を推薦し役員合意にて決定する。

### 第4条（目的）

本会は、活動を通じて自然と人間のふれあいを大切にし、ヨットを健全なるスポーツとして普及するとともに、会員相互の親睦を図り、会員自身の健全な精神と肉体を育成する事を目的とする。

### 第5条（活動内容）

本会は、次の活動を行う。

1. ディンギーの乗船例会。
2. 会員相互の親睦行事。
3. ヨットレース、大会への参加。
4. その他、地域、ボランティアへの協力等。

## 第2章 会の責任・海難防止

### 第6条（会の責任）

本会は同好の集まりであり、海難事故および活動途中の交通事故等の人的、物的損傷、また、それに準ずる出費等の責任は、クラブ所有艇に加入する賠償責任保険、搭乗者障害保険の範囲を除き一切負わない。

### 第7条（海難防止）

乗船例会は、万が一の場合に備え緊急の救助要請が可能な環境にて実施するとともに、各会員は、細目に示す乗船の心得をよく理解して自身の安全を確保すること。

実施に当たっては、天候、海況に特に留意し、安全を確保できないときは乗船を中止する。

## 第3章 役員・会議

### 第8条（役員）

本会に、次の役員を置き、会の運営、進行を行う。

会長、副会長、会計、体協部長、広報。ただし、役員、など役職の重任を妨げない。

### 第9条（任期）

役員の仕事年を2年とする。ただし再任を妨げない。また、補充役員の仕事年は、前任者の残任期間とする。

### 第10条（会長）

会長は、本会を代表し、会務、人事を総理する。

#### 第11条（会務運営）

本会に、役員会を置き会務を運営する。

#### 第12条（役員会）

役員会は前記役員で構成し、会長は役員会を召集しその議長となる。会長に支障があるときは、副会長が代行する事ができる。

#### 第13条（顧問）

本会は、役員会において必要と認められた場合には、顧問を置くことができる。

#### 第14条（会長・役員改選）

会長・役員改選は2年ごとに行い、役員会の協議を経て会長が任命を行い、総会の承認をもって決定する。

#### 第15条（会計）

##### 第1項

本会の会計年度は、毎年4月1日～3月31日までとする。

##### 第2項

会計担当者は、総会開催日までに会計収支を集計し、役員会の承認を得て総会の席上、報告する。

#### 第16条（総会）

##### 第1項

総会は、毎年1回4月迄に行う。

##### 第2項

総会は、会長を議長とし全員の出席を原則とする。ただし、他会員に委任することができ、欠席表明を可能とする。

##### 第3項

定時総会以外に、役員会が必要と認められた場合には、会長および役員会の召集により臨時総会を開くことができる。

##### 第4項

総会における審議事項は、出席者及び委任票の会員数の1/2以上の賛成にて合意とする。

### 第4章 活動

#### 第17条（例会）

例会活動は年間を通して行うが、参加者が多い4月～11月は活動日程を立てて実施する。ただし、例会はヨットの乗船をかねて行うので天候によってその都度、考慮する。

#### 第18条（体協活動等）

本会が所属する大磯町体協の活動には積極的に参加し、地域との交流を深める。

#### 第19条（レース等）

関連協会や団体の主催するレースに積極的に参加し、技量向上と交流を深める。

## 第5章 経費

### 第20条（会計）

#### 第1項

本会の経費は、会費、補助金、その他の収入をもってこれに充てる。

#### 第2項

予算の執行申請は会員とし、その決済は①1万円以下は会計、②1万円を超える案件は役員会メンバー1/2以上の合意、③予算外で1万円を超える案件は役員会の合意を経て会員の1/2以上の合意とする。

#### 第3項

会計報告は総会において行う。

### 第21条（会費）

#### 第1項

会への新規入会金を5,000円とする。

#### 第2項

本会員の年会費は30,000円とする。

ただし本会員の18歳未満の家族は3,000円とする。ただし、休会の場合は徴収しない。

#### 第3項

8月1日以降の入会は年会費の1/2とする。なお、入会金5,000円は全額支払うこととする。

#### 第4項

退会した者が再入会の場合には入会金を徴収する。

### 第22条（保険）

本会の所有艇は、細目に規定する保険に加入する。

### 第23条（会費の納入）

会費はシーズン初めの例会の時納入する。

### 第24条（振り込み口座）

会費その他諸経費の納入に便宜を図るため、銀行口座を設ける。

### 第25条（慶弔・見舞金・交際費等）

本会からの慶弔・見舞金・交際費等に関する支出は、その都度役員会にて協議して決定する。

## 第6章 入会、休会、退会

### 第26条（入会者）

#### 第1項

正会員は20歳以上の成人とする。ただし会員の18歳未満の家族の入会は認める。

本会への入会希望者は、申し込みに必要な書類を添えて、役員会において承認を得るものとする。

#### 第2項

入会希望者は例会に参加可能な者とし、本会会則、規約に同調できる者とする。

### 第27条（休会者）

本会を一定期間休会する場合は、事前に本部に役員に連絡し、役員会の承認が得られたとき有効とする。

#### 第28条（資格喪失）

本会は次の者に対して、役員会に諮り退会させることができる。

##### 第1項

会費を6ヶ月以上滞納し、総会並びに例会へも出席せず、1年以上連絡なき者。

##### 第2項

会の趣旨に著しく反し、会の親睦を阻害したと認められる者。

##### 第3項

会の運営に支障ありと認められる者。

##### 第4項

反道義的な行いのあったと認められる者。

#### 第29条（退会者）

##### 第1項

本会を退会しようとする者は、本部に退会届を提出し退会することができる。

##### 第2項

本会を退会した場合、退会させられた者は以後本会の名称の使用を禁ずる。

##### 第3項

退会する者、退会される者は未納の会費その他諸経費を精算して退会すること。

#### 第30条（会則、規約の変更）

本会の会則、細目の変更、追加、改定は、役員会に諮り総会において決定する。

#### 【細目】

##### 第1項 保険

各艇毎に加入

シカーラ(ハワイ)(グアム):定員3名、  
ゴムボート(OYC) :定員4名

保険会社:要件を満たす保険会社

保険名称:ヨット・モーターボート総合保険

補償内容:対人対物賠償額3千万円以上 2019年は1億円加入

搭乗者傷害、1事故3千万円、1名1千万円

捜索救助 50万円 2019年に1百万円で合意

上記の保険は毎年更新する。ただし保険要項等を変更する場合は、役員会にて協議し総会にて報告する。

## 第2項 乗船の心得

- 1 スキッパーは自分自身の技量を把握した上で、艇の状況、クルーの練度、身体のコンドディション等をあらかじめ把握し、乗船しなければならない。
- 2 スキッパーは、風や波の状況を見極め、自身およびクルーの技量を超える場合は乗船を中止する。
- 3 乗船例会においては実施責任者を都度明確にし、活動の実施・中止の判断を行う。乗船中止の場合には各会員はその判断に従うこととする。ただし、例会を実施する場合でも乗船の可否については1、2、に示すように最終的にはスキッパーの判断による。
- 4 例会実施責任者は、役員会で予め定めた者がこれにあたる。
- 5 乗船例会中は常に1名以上の陸上監視員を置き、活動中の艇を監視し、自力で帰港できない事態が発生したときには直ちに救助を要請できるよう配慮する。又は、乗船者の1名以上が携帯等を所持し緊急連絡を可能にする。
- 6 艇の点検、整備を常時より心がけ、破損個所は修理し、弱くなっている部分は補強しておく。
- 7 海上では海上衝突予防法に従うとともに、海上レジャーのマナーを守り、常に安全に留意しつつ活動する。

## 第3項 臨時乗船

本会の会員は例会以外にクラブ所有艇を使用することができる。

- 1 クラブ所有艇の使用は会員2名以上とし、会員以外は原則として認めない。
- 2 申請は別途定める「クラブ所有艇借用申請書」にて、前日までに会長へ申請し、認可を受ける。
- 3 使用後は速やかに会長又は会長が指名する代理人へ報告する。

## 第4項 役員

会長：	築山徳広	(2015年～)
副会長：	林 靖	(2019年～)
体協部長：	吉池信之	(2017年～)
会計：	三浦信行	(2017年～)
広報：	田中耕平	(2019年～)

## 会則改定履歴

日付	版 内容
2004.05.01	1 全面改定
2005.04.01	2 会計改選、体協部長改選
2007.04.01	3 会費改定、体協部長改選
2008.04.01	4 会費改定
2009.04.25	5 顧問新任、副会長1名補充し2名、広報新任、会計改選
2010.07.29	6 誤記修正：【細目】第1項 搭乗者傷害：2億円/1事故 → 2千万円/1事故
2010.09.10	7 10年度会計担当 変更漏れの修正
2011.04.18	8 第21条(会費)3項の家族会費を“子供(18歳未満)”と明示、細目4項の顧問を削除、1項の保険内容改定
2013.04.13	9 第21条第2項変更、第21条第5項追加、細目第2項4、第4項変更
2014.04.12	10 第16条第1項、第17条、第20条第1項、第2項変更、細目第1項の保険内容を変更、細目第3項、第4項 体協部長、会計、広報改選
2015.04.11	11 細目第4項 役員改選
2017.04.08	12 細目第4項 役員改選
2018.03.03	13 第21条第2項、第3項、第4項、第26条第1項改定
2019.03.23	14 細目第4項 役員改選
2020.04.04	15 第3条1・2追加、第16条第2項変更、第4項追加、細目第1項変更、細目第2項5変更
2020.09.16	16 細目第1項保険 各艇の定員追記